

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	内閣府地方創生推進事務局
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国家戦略特区における特別償却等及び固定資産税の課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>①特別償却又は投資税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備：機械・装置（2千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） 建物・附属設備・構築物（1億円以上） ・ 特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の50% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の25% ・ 税額控除率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の15% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の8% （当期法人税額の20%までを限度とする） <p>②研究開発税制の特例 国家戦略特別区域法に基づき、①の特別償却を受ける特定中核事業の用に供する開発研究用資産について、特別償却（50%）に加え、その減価償却費の20%を税額控除できる措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備：機械・装置（4千万円以上） 開発研究用器具・備品（2千万円以上） ・ 特別償却率：取得価額の50% ・ 税額控除率：減価償却費の20% <p>③固定資産税の特例 特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間当該設備に係る課税標準となるべき価格の2分の1とする制度。</p> <p>・ 特例措置の内容 国家戦略特区における課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10及び第68条の14において平成30年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成32年3月31日までとする。</p>		
関係条文	<p>国家戦略特別区域法第2条第2項、第27条の2、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号、第10条 租税特別措置法第42条の10、第68条の14、同施行令第27条の10、第39条の44、 同施行規則第20条の5、第22条の27、地方税法第23条第1項第4号、 第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第15条第41項</p>		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	0 (▲1) —	[平年度] (単位：百万円)
		ページ	3 — 1

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 少子高齢化による人口減少社会の突入を踏まえ、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、既の実績があるとともに今後多くのニーズが見込まれている。そのため、国家戦略特区の目的に資する事業を民間主導で実効的・具体的に進めていくためのインセンティブを付与し、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4 地方創生の推進 施策目標 ④ 国家戦略特区の推進
	政策の達成目標	国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成30年4月1日～平成32年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<p>国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、今年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、「幅広い分野における『外国人材』の受入れ促進」などの重点的に取り組むべき6つの分野・事項を中心に、残された「岩盤規制」の改革を行うことなどを「新たな目標」として設定したところである。</p> <p>現在の10の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を余すことなく活用し、具体的事業を目に見える形で迅速に実現するよう、関係地方自治体等に強力な働きかけを行う。その際、昨年度末までの取組に対する評価を受け、更なる改革につなげることとし、同法及び「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定）にのっとり、国家戦略特別区域諮問会議等において、改革の成果を厳格に評価した上で、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていく。（未来投資戦略2017）</p> <p>上記の方針・取組を踏まえ、国家戦略特区においては、「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を整備し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。</p>
有効性	政策目標の達成状況	<p>国家戦略特区については、平成25年12月に成立した国家戦略特別区域法に基づき、平成27年度末までの2年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いてきた。</p> <p>これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め70以上となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。</p> <p>また、平成26年5月、平成27年8月、平成28年1月と3次にわたり指定してきた10の区域において、合計242もの事業が、それぞれ83回、30回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。</p> <p>さらに、本年3月には、「日本再興戦略2016」に盛り込んだ規制改革事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案をもとに、「幅広い分野における『外国人材』の受入れ促進」などの分野・事項を中心に新たな規制改革事項等を定めた国家戦略特別区域法改正案を、国会に提出し、同年6月に成立したところである。</p>
	要望の措置の適用見込み	<p>（適用見込事業者数） 平成30年度 認定計画に定められた事業数：3法人 平成31年度 認定計画に定められた事業数：3法人</p> <p>（適用事業者の範囲） 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施者として認定区域計画に定められたもの。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	国家戦略特区の活用により、「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を整備し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>国家戦略特区税制</p> <p>①所得控除 特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして国家戦略特区担当大臣の指定を受けた者について、その事業による所得の20%を課税所得から控除。(医療、国際、農業、一定のIoT等に限定)</p> <p>②エンジェル税制 認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除。</p> <p>③土地長期譲渡所得の軽減税率の特例 認定区域計画に定められた特定事業に係る一定の公益的施設の整備事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例を適用。</p> <p>④国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 認定区域計画に定められた国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対して、都市再生緊急整備地域等において行われる都市再生事業の課税の特例を適用。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。 (平成29年度予算額 176百万円) (平成30年度要求額 181百万円)</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業に対し、規制の特例措置や上記の金融支援及び要望税制措置等により、事業実施主体のニーズに合わせ、総合的かつ集中的に支援。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>民間からの具体的な事業ニーズや地方の施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することは、政策目的を達成するための手段として有効である。 なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する設備等に限定されており、必要最小限の措置である。</p>
	ページ	3 — 4

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 27 年度 認定計画に定められた事業数：2 事業 適用法人数：2 法人 減収額（実績）：16 百万円</p> <p>平成 28 年度 認定計画に定められた事業数：1 事業 適用法人数：1 法人 減収額（実績）：6 百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却 （単体法人） 平成 27 年度：2,151 千円 （連結法人） 平成 27 年度：0 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国家戦略特区の活用により、民間からの具体的な事業や施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立させる。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>これまで指定してきた区域において、設備投資に係る課税の特例 4 事業を含む 242 事業について認定を行い、現在、目に見える形で迅速に進展している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 26 年度：創設 平成 27 年度：拡充 （適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業（特定中核事業）を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。） 平成 28 年度：見直しの上、延長 （特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2 年延長）</p>
<p>ページ</p>	<p>3 — 5</p>